

保護者の皆さまへ

給食費の改定 及び 子育て世帯支援（増額分の減免）について

菊川市の学校給食運営の給食食材費は、学校給食法に基づき（学校）給食費として、児童・生徒・園児の保護者負担となっています。（学校給食運営に関わる調理員人件費や光熱水費などは菊川市で負担しています。）

菊川市給食費は、消費税が引き上げられた平成26（2014）年度以降は据え置かれてきましたが、近年の物価高騰により、栄養バランスや量を保ち、安全・安心な給食を安定的に提供することが難しくなっているため、令和4年度と令和5年度の給食費不足分は公費による負担を行ってきました。

令和6年度以降からの給食費について検討をするなか、各学校・園の保護者代表も参加します給食センター運営委員会などへ意見を伺い、令和6年度以降の給食費は現在不足しています14%分を増額することとなりました。

なお、子育て世帯支援施策として、令和6年度は保護者の負担増となります給食費増額分は減免（増額分を菊川市が負担）を行います。減免を行うことで、令和6年度分の給食費の保護者負担額は令和5年度と同額となります。

令和6年度の保護者負担額は増えませんが、令和7年度以降も見据えた給食費改定となりますので、ご理解をお願いします。

給食費の改定額

	1食単価			月 額 ※		
	令和5年度 （現行）	令和6年度～ （改定）	令和6年度 減免後	令和5年度 （現行）	令和6年度～ （改定）	令和6年度 減免後
小学生	261 円	298 円	261 円	5,000 円	5,700 円	5,000 円
中学生	299 円	341 円	299 円	5,600 円	6,400 円	5,600 円
園児	233 円	266 円	233 円	4,000 円	4,600 円	4,000 円

※月額とは4月～12月分の9ヶ月（回）となります。

1月分は精算月となり、各学校・園及び学年等の給食実食数で異なります。

【1月分＝給食実食数×1食単価－月額×9回】

★令和6年度の保護者負担の増額分は菊川市で負担（減免）しますので、

保護者からの集金額は令和5年度の給食費と同額です。

子ども一人あたりの保護者負担が軽減される額（年間）

小学生：約7,000円、中学生：約8,100円、園児：約5,800円 ※学校・園の平均回数で計算

【問い合わせ先】菊川市学校給食センター
教育総務課 給食センター係 TEL35-2023